

新市建設計画

新居浜市・別子山村合併協議会

目 次

序論

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 合併の必要性 | 1 |
| 2 | 計画策定の方針 | 3 |

新居浜市・別子山村の概況

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 位置と地勢 | 4 |
| 2 | 人口と世帯 | 5 |
| 3 | 産業の推移と動向 | 5 |

建設の基本方針

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 建設の目標 | 7 |
| 2 | まちづくりの方向 | 8 |
| 3 | 別子山村地域の役割と整備方針 | 10 |
| 4 | 新居浜市地域の役割と整備方針 | 11 |
| 5 | 土地利用構想 | 12 |

新市の施策

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 自然環境の保全と活用 | 14 |
| 2 | 都市基盤の整備 | 14 |
| 3 | 生活環境の整備 | 16 |
| 4 | 保健・医療と福祉の充実 | 18 |
| 5 | 教育・文化・スポーツの充実 | 19 |
| 6 | 産業の振興 | 21 |
| 7 | 定住促進事業 | 22 |

- | | | |
|--|---------|----|
| | 施設の配置方針 | 24 |
|--|---------|----|

- | | | |
|--|------|----|
| | 財政計画 | 25 |
|--|------|----|
-

新市建設計画 (新居浜市・別子山村)

序論

1 合併の必要性

新居浜市は、元禄4年(1691年)別子銅山開坑以来、住友系企業を中心にめざましく発展を遂げてきた。昭和12年には市制を施行し、その後近隣の町村との合併を重ね、人口13万人の県下第2位の都市となった。鉱山業から発した産業は、金属工業、化学工業、機械工業、森林経営などが加わり、新産業都市、テクノポリスの指定を受けるなど、四国屈指の産業都市として、また四国の中核都市として発展を続けてきた。

別子山村も、別子銅山とともに栄え、最盛期には人口12,000人を超えるほどであったが、採掘量の減少とともに、離村者が多くなり、昭和48年の全山閉山後は、銅山川上流の人口400人の静かな山村に戻り、過疎化が進んだ。なお、地形の関係もあって、村発足以来、昭和の時代も含め、合併を経験していない。

新居浜市・別子山村は隣接し、銅山にまつわる歴史を共有しており、近年では、道路網の整備とあいまって、一体的な発展の基礎が築かれつつある。

このような背景のもと、両市・村では、合同議員懇談会や事務担当レベルの協議などを経て、平成14年4月新居浜市・別子山村合併協議会を設置した。

共通の歴史・文化を持つ地域が理念、目標を共有し、ともに発展し、住民福祉の向上を図っていくために、合併が必要である。

(1) 銅山でともに栄えた歴史を活かしたまちづくり

別子銅山により今日の基礎が築かれた新居浜市、別子山村は文化・歴史的背景を共有している。別子山村から多くの鉱山関係者が住居を移したため同村出身の新居浜市在住者も多く、また昭和55年度までは新居浜・西条広域市町村圏に属していた経緯があるなど、人々の絆も強固なものがある。近年では、両市・村及び伊予三島市において「別子はな街道」の取組みを進めるなど、協力連携してまちづくりを進めてきた。

また、国領川総合開発事業の一環として昭和41年に整備された別子ダムは、新居浜市側へと導水され、発電、工業用水として利用され、工業都市発展の礎となるなど、水源地としても新居浜市と深い関係がある。

生涯学習社会を迎え、郷土の歴史や自然の営みに対する人々の関心も高まりつつあるなか、両市・村では別子銅山とそれにまつわる文化遺産、並びにそれらを包み込む山岳・溪谷の自然を活かしたまちづくりが求められる。それらの資源は新居浜市と別子山村の間に広がる山中と、平地

部、そして臨海部へと連なっており、今後、それらの歴史を活かしたまちづくりを進めていくうえからも、両市・村の合併が有効である。

(2) 生活圏の拡大に伴う一体的な行政の実現

今後、ますます多様化、高度化する住民ニーズに適切に対応し、より高い生活満足と住民福祉の一層の向上を図るためには、生活圏の拡大に応じた広域的な観点からの行政サービスの展開や、重点的な投資による基盤整備の推進などが求められている。そのため、市・村の枠組みを越えて相互に連携を深め、経済活動はもとより、教育・文化や医療、福祉等広範な分野にわたって、行政区域を越えて相互に深く関わり合い、効率的かつ効果的な行政運営を推進していく必要がある。

このため、両市・村は一体的・計画的な行政を推進し、魅力あふれるまちづくりを進め、福祉、衛生、生活環境など住民に身近な行政サービスの充実が望まれる。

(3) 地方分権の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化

21 世紀に入り、ますます進行する少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の福祉向上を図っていくためには、権限・財源ともに自立した自治体が求められている。

一方、戦後整備した社会資本の更新期を迎えつつあり、行政運営における効率化は重要な課題となっている。

このため、今後、住民に最も身近な自治体である市町村が、さまざまな行政需要に対応しつつ、個性的で魅力あるまちづくりを展開していくには、より主体的・自立的な行政運営が可能となるよう地方分権を推進するとともに、自治体の行財政基盤の確立が求められている。合併はそのための一つの有効な手段である。

(4) 四国の中核都市の形成

新居浜市と別子山村の区域は、愛媛県東部、四国中央に位置し、近年、高速道路をはじめとする交通網の飛躍的な発達により中四国の主要都市圏と直結するなど利便性の向上と地域の活性化が図られてきた。今後においても、広域交通ネットワークの拠点として発展が期待されている。

このため、ターミナルをはじめとした都市基盤の整備により、四国の中核都市の形成が求められている。さらには、恵まれた自然や歴史・風土を活かした個性に満ちたまちづくりを進め、人々が集う拠点性の高い都市の形成を目指す。

こうした新市創造に向けたエネルギーが、愛媛県東予地域の活性化の核となり、周辺市町村の発展をも誘引することが期待できる。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、新居浜市と別子山村の合併後に新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより新居浜市と別子山村の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

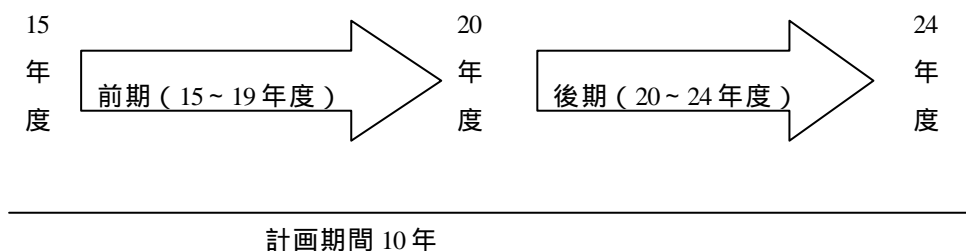
(2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための建設計画、公共施設の配置及び財政計画で構成する。

(3) 計画の期間

建設の基本方針は、長期的な視野に立ったものであり、建設計画、公共施設の配置及び財政計画は、平成15年度から平成24年度までの10カ年計画とし、平成15年度から平成19年度までの5年を前期計画とし平成20年度から平成24年度までの5年を後期計画とする。

ただし、具体的施策については前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費、財政計画については適正な時期に見直しを行うものとする。



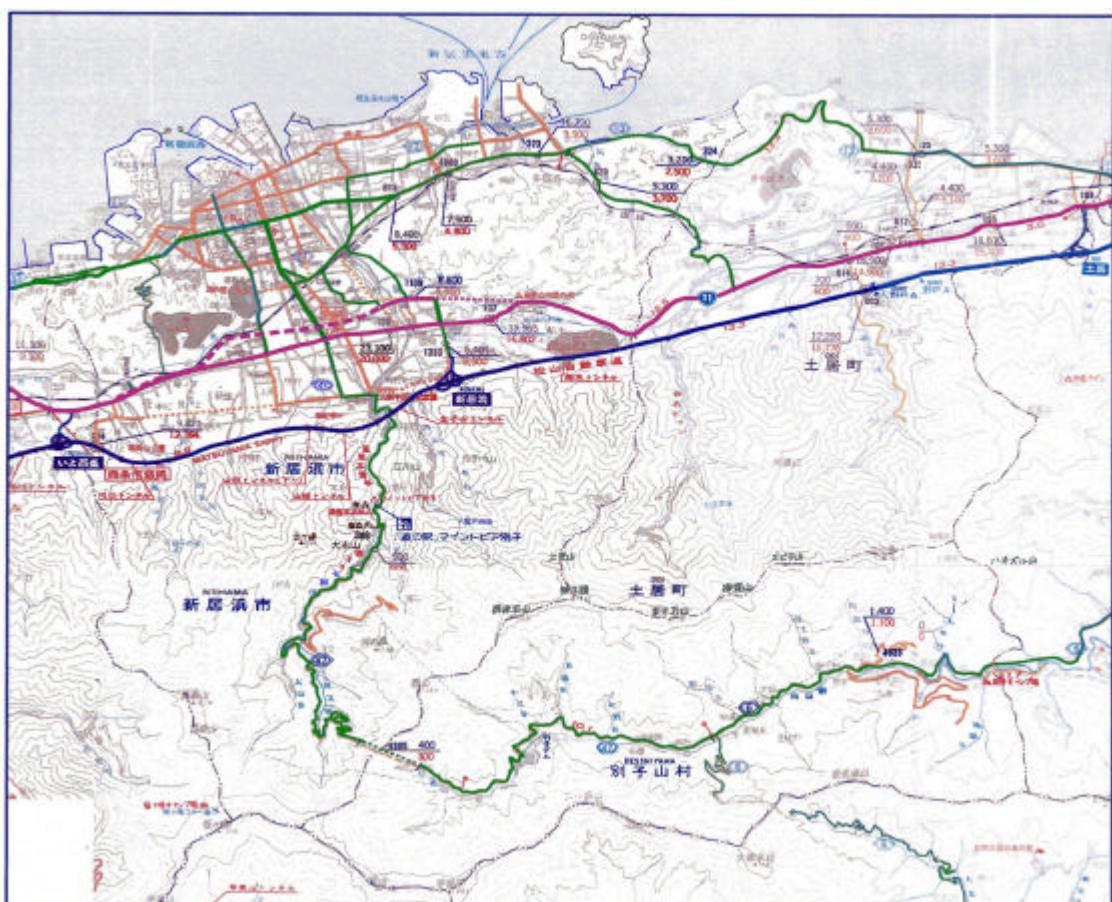
新居浜市・別子山村の概況

1 位置と地勢

新居浜市・別子山村は、愛媛県東部に位置し、東西、南北とも約 20kmあり面積は 234.30k[㎡]ある。南部には高山植物の宝庫として知られる海拔 1000m 級の赤石山系が連なり、北部は瀬戸内海の燧灘に面し、東部は伊予三島市と土居町に、西部は西条市に、南部は本川村・大川村に接している。

新居浜地域は総面積の 3 分の 2 が山地丘陵地で、市の中央を貫流する国領川は赤石山系より発し、その水は多目的に利用されている。また、臨海部は重要港湾新居浜港や四国屈指の工業地帯が広がっている。

別子山地域は、四方を険しい山々に囲まれた、銅山川上流域の森林地帯の広がる山村である。気候は、平地部は四季を通じて穏やかながら、山岳では冬季は寒冷である。



2 人口と世帯

平成 12 年の国勢調査による両市・村の総人口は 125,814 人で、平成 2 年の 129,467 人に比べ、3,653 人、約 3% 減少している。平成 7 年から 5 年間では 2,422 人減少しており、年平均では 484 人の減少となっている。

世帯数は、平成 12 年が 48,272 世帯で、平成 2 年の 44,439 世帯に比べ、3,833 世帯、約 9% の増加を示している。

一世帯当たりの人口は、平成 12 年は 2.6 人で、平成 2 年の 2.9 人と比べて核家族化の傾向が続いている。

年齢別構成は、平成 12 年は年少人口（14 歳以下）が 14.5%、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）が 63.8%、老年人口（65 歳以上）が 21.7% となっており、平成 7 年と比較すると年少人口と生産年齢人口が減少している一方、老年人口が増加し、高齢化が進みつつある。

人口と世帯の推移

(人、世帯)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	132,736	132,540	129,467	128,236	125,814
世帯数	41,709	43,171	44,424	46,719	48,265
1 世帯当たりの人員	3.18	3.07	2.91	2.74	2.61

年齢 3 区分別人口の推移

(人、%)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	132,736	132,540	129,467	128,236	125,814
(構成)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 (0~14 歳)	30,910	28,438	23,350	20,052	18,220
(構成比)	23.3	21.4	18.0	15.6	14.5
生産年齢人口 (15~64 歳)	88,662	88,088	86,620	84,601	80,263
(構成比)	66.8	66.5	66.9	66.0	63.8
老年人口 (65 歳以上)	13,108	16,013	19,493	23,583	27,301
(構成比)	9.9	12.1	15.1	18.4	21.7
年齢不詳	56	1	4	0	30
(構成比)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(国勢調査による)

3 産業の推移と動向

平成 1 2 年両市・村の産業別就業者割合は、第一次産業 2.0% で、第二次産業 36.7%、第三次産業 61.2%、その他 0.1% となっており、第一次及び第二次産業の就業者が減少を続ける一方、第三次産業就業者は平成 7 年までは増加していたが、以後、減少に転じている。

特に、別子山村においては、第一次産業は木材市場の不況、後継者不足等による林業生産の低下により減少している。第二次産業は昭和 48 年別子銅山閉山とともに激減したが、公共投資の伸びに支えられ建設業など、横ばいとなっている。第三次産業はほぼ横ばいとなっている。

産業別就業者人口の推移

(人、%)

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就 業 者	58,604	58,777	58,253	60,385	57,429
(構成比)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第一次産業	2,516	2,362	1,675	1,673	1,134
(構成比)	4.3	4.0	2.9	2.8	2.0
第二次産業	24,264	23,609	23,106	22,750	21,053
(構成比)	41.4	40.2	39.7	37.7	36.7
第三次産業	31,775	32,745	33,443	35,864	35,159
(構成比)	54.2	55.7	57.4	59.4	61.2
分類不能	49	61	29	98	83
(構成比)	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1

(国勢調査による)

建設の基本方針

1 建設の目標

別子銅山に由来する歴史・文化を共有し、豊かな自然に囲まれて、共に発展してきた新居浜市と別子山村が合併して生まれる新市では、豊かな自然や歴史・文化、交通の拠点としての特性を活かし、生活環境の整備、教育・文化・スポーツの振興、保健・医療と福祉の充実により、今後ますます多様化、高度化する住民ニーズに的確に応えていくとともに、都市整備、産業振興等の施策を積極的に推進していく。ボランティアやNPO活動等の先進的な取組みもあり、両市・村の合併により、住民の地域学習、地域間交流を進めていくことによって、地域の「個性」が確固たるものとなり、誇れる地域づくりへの原動力となる。

また、産業発展の歩みに加えて、植林事業による自然復元の歴史も独自のもので、今日の「環境の世紀」にふさわしい風土があり、森林では環境保全、資源循環とそれらの啓発の観点から新しい取組みを行っていく。

さらに、新市は四国の拠点都市として、文化的魅力と活力に満ちた都市として、産業・都市的魅力・にぎわい・文化創造といった面において、中心的役割を担っていく必要があり、都市基盤の整備を進めていく。

このように、地域資源の活用と住民の主体的活動をまちづくりの根底に置き、「共に創る 自然の営みと人の営みが響きあうまち」を目標とする。

こうしたまちづくりの展開にあたっては、新市の個性・特長である自然と銅山とともに歩んできた歴史・文化及び両市・村民の連帯により、地域づくり活動への主体的参画のエネルギーを活かしていく。

このことから、次の4つを将来像に掲げ、魅力と活力に満ちたまちづくりを進める。

歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり
安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり
文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり
緑と水とをテーマにした循環と共生のまちづくり

2 まちづくりの方向

(1) 歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり

山間部に広がる、別子銅山に由来する産業遺産、観光交流施設群と緑におおわれた豊かな自然環境を重要な地域資源として位置付け、生涯学習・交流空間として活かしていく。このため、別子山地域から新居浜市の中心市街地にかけての一連の整備を進めていく。

さらに、ボランティアやNPOなど人的資源の活用を図るとともに、観光施設のネットワーク化、情報発信などを積極的に実施し、個性的な交流事業を推進する。

四国の拠点都市としての期待に応えるため、市内主要幹線道路を整備するとともに、ターミナルやその周辺の面的整備により、都市機能を集約した交流拠点を形成することにより、賑わいと交流のまちづくりを進める。

(2) 安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり

別子山地域における、地形的要因による不安感を解消し、生活利便性の早急な向上を図るため、生命線とも言える県道の改良とともに、消防、救急、医療、水道・電力の供給、交通体系、情報通信網などの整備を図る。また、住民へのより充実した福祉・行政サービスの提供や住民コミュニティの維持、各種施設の整備による住民生活の質的向上を図る。

新たな定住促進事業を展開し、住居と働き場を提供することによって、各種産業の担い手となり得る地域に必要な人材の受入れを図るとともに、都市部と山村とを結ぶ交流を通じた新しいライフスタイルをアピールし、活力を呼び込んでいく。

(3) 文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり

世界に誇れる近代化産業遺産の発掘や、地域の歴史・文化を次世代に継承するための調査・実態把握・記録・価値の再評価、後継者の育成に努め、郷土の誇りである歴史・文化の高揚を図る。さらに、「生涯学習都市宣言」の理念に基づき、公民館等の生涯学習施設の整備・充実、学習機会の提供を図り、ますます多様化・高度化しつつある市民の学習意欲に応え、市民の自主的・自発的な集いと学習を促していく。

また、別子山地区においては、学校教育、社会教育、スポーツ、コミュニティの環境の維持向上に努める。

(4) 緑と水とをテーマにした循環と共生のまちづくり

森林は、林産物生産の場であるとともに、国土保全、水源かん養、動植物の生態系保全、環境保全、保健・レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を有している。これらの機能が十分に発揮されるには、健全な森林が永続しうるシステムづくりが必要であり、自然環境との共生に留意しつつ、林産物の安定的かつ効率的供給体制を構築するため、森林施業等の担い手確保、林道網の整備、適切な森林の整備や保全を図る。

さらに、森林資源の循環利用・地球環境保全という新たな観点から、モデル森林の整備やそれらを活かした研究・学習の場をつくり、貴重な森林資源とそこからもたらされる緑と水の大切さを地域内外や後世代に伝えていく場とする。渓谷についても、森の恵みや自然の営みに接する場として活用を図る。

3 別子山地域の役割と整備方針

(1) 役割

別子山地域は新居浜市の南に隣接し、赤石山系の豊かな山々に囲まれた銅山川上流域の山村としての道を歩んできた。近年、大永山トンネルや富郷ダム建設に伴う主要地方道「新居浜別子山線」の整備など、道路改良が急ピッチで進み、交通環境は着々と整備されてきた。これに伴い、来村者が急激に増加しており、山岳・渓谷レクリエーション地としての性格が一段と強まっている。別子山村としても「ゆらぎの森」等の拠点施設を整備してきたところである。

今後においても、都市住民の自然とのふれあいや自己の再発見を求める志向が強まる中で、別子山地域は、地域内外の住民を対象とした、森林と調和のとれたレクリエーション・生涯学習・自然学習の場としての役割が期待されている。

また、銅山川流域の近隣自治体と連携した山岳・高原観光ルートとしての役割も期待されている。

(2) 整備方針

【生活環境】

生活道路の改良整備と施設の老朽化に対応した計画的更新整備を進めるとともに、交通サービスの確保、小中学校等各種公共施設の維持存続を図る。また、各種行政サービスについては、現在の新居浜市域と同様のサービス水準が確保されるよう、配慮に努める。

【定住促進】

地域活性化を図るとともに人口減少をくい止めるため、新たな定住促進事業を展開することによりUJイターン者の受入れを図り、各種産業の担い手を確保し、地域コミュニティー機能の維持に努める。

【交流促進】

恵まれた地域資源を活かした地域内外との交流を促進するため、主要地方道「新居浜別子山線」の改良を進めるとともに、交流施設・森林公園等の整備による、自然の体験・学習の場としての活用とともに、地元物産等の振興、地域外への積極的な情報発信、近隣自治体との連携によるレクリエーションルート化を図る。

【産業振興】

別子山地域の主たる産業である林業は、従事者の高齢化、減少、急速な過疎化、木材価格の低迷、社会資本の老朽化など、その取り巻く状況は厳しいものがあるが、一方では、環境保全の面から森林の機能が再評価されつつある。今後、後継者・担い手の確保、林道網の整備と森林の適切な維持管理などにより、森林資源の活用、付加価値の増大を図るとともに、新居浜市・別子山村の合併を契機として、森林資源を活かした新しい地域づくりを展開していく。

観光事業については、山岳、渓谷、鉱山遺跡などを活かし、特色のある観光レクリエーション整備を行うとともに、新居浜地域や銅山川流域とのルート化を図る。

4 新居浜地域の役割と整備方針

(1) 役割

新居浜地域のうち、主要地方道新居浜別子山線を介し別子山地域と連なる南北のラインは、新居浜市の都市中心軸であるとともに、健康・環境創造軸とも重なっている。このため、山間部とエクスハイウェイ・鉄道駅・港湾等とのアクセスとともに、都市サービスへの接点ともなることから、商業・業務及び居住環境の向上が期待されている。

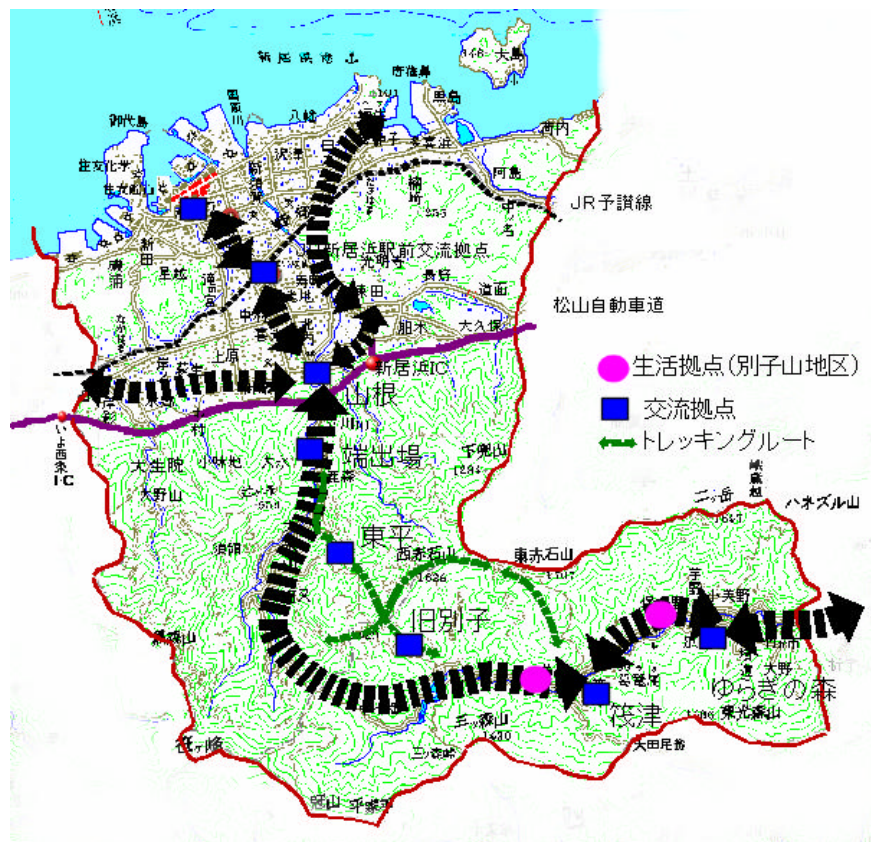
(2) 整備方針

【都市整備】

市街地と山間部の交流による地域の速やかな一体化を図るため、別子山地域と新居浜市中心部及びインターチェンジ等を結ぶ主要幹線道路について、相互に事業主体への協力を図りながら、整備の促進に努める。

また、新居浜駅周辺の区画整理事業や鉄道高架事業などにより、別子山地域からのJRをはじめ、都市機能サービスへのアクセス向上を図るとともに、都市機能を集約した交流拠点を形成することにより、四国の中核都市としての機能向上を図る。

さらに、市内や別子山地域に点在している歴史・文化資源のネットワーク化を図り、新市域全体の回遊ルートを形成する。



(注) トレッキング：山歩き、スキーの平地滑走などのような、主として健康とレクリエーションのための徒歩旅行。ゆっくりだが困難の伴う旅行という含みがある。

5 土地利用構想

新居浜市域の基本的な土地利用は、別子山地域との交通アクセスを向上させ、生活利便の確保、交流・連携の拡大のため、交通ターミナル・道路交通網等の整備を図るなど、適切な土地利用に努める。

別子山地域は、全体を山岳レクリエーションゾーンとして位置付ける。銅山川に沿って二つの大きな集落があり、学校や行政機関等はこの集落に集中しているほか、小集落が点在し、宅地等は谷筋に沿った極めて限られた区域となっている。このため、生活基盤や産業基盤・交流基盤の整備に当たっては、自然に配慮しつつ、限られた利用可能地の計画的活用を努める。さらに、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から有効な土地利用を図っていく。なお、森林については、木質資源の有効活用と自然との共生に努めつつ、多面的な機能が引き出せるよう、その利用を図る。

新市の施策

新居浜市と別子山村の迅速な一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るため、「建設の基本方針」に基づき、「共に創る 自然の営みと人の営みが響きあうまち」の実現に向けて、四国の中核都市として、新市の総合的かつ計画的な整備を推進するものとする。

このため、次のような施策の展開を図るものとする。

- 1 自然環境の保全と活用
 - (1) 森林環境の保全と活用
- 2 都市基盤の整備
 - (1) 交通体系の整備
 - (2) 市街地の整備
 - (3) 情報・通信の整備
 - (4) 支所庁舎等サービスの維持・整備
- 3 生活環境の整備
 - (1) 消防、防災及び救急体制の整備
 - (2) 電気安定供給システムの確立
 - (3) 飲料水の安定供給
 - (4) し尿処理体制の充実
- 4 保健・医療と福祉の充実
 - (1) 医療体制の整備・充実
 - (2) 高齢者福祉の充実
 - (3) 児童福祉の充実
- 5 教育・文化・スポーツの充実
 - (1) 学校教育の充実
 - (2) 生涯学習の充実
 - (3) 地域文化の振興
 - (4) 生涯・競技スポーツの振興
- 6 産業の振興
 - (1) 観光事業の推進
 - (2) 近代化産業遺産の活用
 - (3) 林業の振興
 - (4) 地籍調査事業の推進
 - (5) 農地保全事業の推進
- 7 定住促進事業
 - (1) 定住促進住宅の整備

1 自然環境の保全と活用

【基本方向】

別子山地域における豊かな自然環境を貴重な地域資源として捉え、森林の保全と活用に向けてのシステム整備を図りながら、森林の有する多様な機能を維持増進し、より良好な状態で次世代に引き継いでいく。

自然環境を適切に活用することにより、緑や自然とのふれあいの場を創出し、市民が潤いと安らぎを感じられる場や機会の充実に努め、地域交流の促進へと繋げる。

【施策の方針】

(1) 森林環境の保全と活用

別子山地域の森林は、水源のかん養や土砂の流出・崩壊防備機能等の公益的機能が強く、木材生産をはじめとする林業経営にとっても非常に重要な地域であることから、当地域の自然環境、すなわち森林環境を保全し、地域資源として活用することは、地域振興策として、有効な手段でもある。

このため、豊かな森林資源を活かし、地球温暖化防止に役立つ森林管理システムのモデルを産学官共同で構築するとともに、体験型環境学習、自然探索等の場として活用することにより、地域交流事業を推進する。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
森林環境の保全と活用	地球温暖化防止森林管理システムモデルづくり事業	10

2 都市基盤の整備

【基本方向】

都市基盤機能の整備を図ることにより、別子山地域住民の地理的な要因による隔絶の不安感と都市部との地域格差を早急に解消し、市民生活の利便性を向上させるとともに、地域資源を活かしたまちづくりを進める。

【施策の方針】

(1) 交通体系の整備

幹線道路の整備

別子山地域と中心市街地を結ぶ主要幹線道路を整備し、都市部の保健・医療機関及び福祉施設等の利便性を図るとともに、都市部と山間住民の交流による市域の速やかな一体化を促進する。また、四国エクスハイウェイへのアクセスを整備することにより、近代化産業遺産の活用、観光施設のネットワーク化など、新市の活性化に繋がる事業展開を図る。

このため、主要地方道新居浜別子山線の早期整備を促進するとともに、山間部から高速道路、港湾機能へのアクセスとして市道角野船木線、市道中須賀上原線、県道新居浜東港線の整備促進に努める。

また、国道を經由し、中心市街地へ繋がる幹線道路として、県道新居浜港線、市道上部東西線の整備促進に努める。

生活道路の整備

住民生活に密着した生活道路については、利便性の確保と防災対策のため、村道大野線、村道蔭地線の拡幅、舗装等を計画的に推進する。

交通機関の整備

別子山地域住民の利便性確保及び別子山地域と市街地との一体性を図るため、現行のバス路線の維持・延長等についても、コミュニティーバス運行等を含めた全市的な交通体系確立の中で、検討することとする。これにより、山間部住民の都市機能サービスの享受を確保するとともに、山間部と都市部との交流を促進する。

(2) 市街地の整備

山間部から、中心市街地へのエントランスであり交通拠点である鉄道駅及びそこに集約される交流拠点施設へのアクセスを整備することにより、別子山地域住民の利便性を確保する一方、市外からの観光客等の山間部観光施設への誘客を図る。

このため、駅前土地区画整理事業、交流拠点施設(芸術文化施設)及び周辺道路の整備促進を図るとともに、鉄道による南北分断を解消するため、鉄道高架事業と併せて、駅南の面整備についても、事業化に向けて検討を進める。

(3) 情報・通信の整備

行政機関のネットワーク化

地域情報化を推進するため、情報通信機能の基盤整備を図るとともに、別子山地域の情報格差を早急に是正するため、まず行政機関内でのネットワークを構築し、別子山地域での住民サービスを迅速に実施できる体制を整備する。

また、戸籍、税務業務等の電算化を推進し、行政運営の合理化、効率化を図る。

移動通信電話のエリア拡大

別子山地域における移動通信電話利用不能地域を早急に解消するため、移動通信用鉄塔施設を整備する。

(4) 支所庁舎等サービスの維持・整備

別子山地区については、距離的な問題からのサービス低下を招かないよう、支所として存続させる。

支所庁舎改築については、主要地方道新居浜別子山線拡幅工事の状況を考慮しながら、検討することとする。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
交通体系の整備	村道大野線、蔭地線	250
	市道角野船木線	1,000
	市道中須賀上原線	540
	(都市計画道路西町中村線)	
	市道上部東西線	50
	バス路線開設事業	76
市街地の整備	新居浜駅前土地区画整理事業	5,920
情報・通信の整備	移動通信用鉄塔施設整備	130
支所庁舎等サービスの維持・整備	別子山支所整備事業	219

【国・県事業】

交通体系の整備	県道新居浜別子山線 県道新居浜東港線(都市計画道路郷松の端線) 県道新居浜港線(都市計画道路西町中村線)
---------	--

3 生活環境の整備

【基本方向】

別子山地域の自然環境を活かしながら、地域特性に配慮した安全でやすらぎと潤いのある生活環境の確保を図り、住民が安心して生活できるまちづくりを目指す。

【施策の方針】

(1) 消防・防災及び救急体制の整備

消防・防災及び救急体制の整備については、宇摩地区広域市町村圏組合に委託の方向で協議を進めることとするが、市民生活の根幹に関わる最重要課題であることから、災害時等に迅速な対応が可能な初動体制を強化するため、無線通信設備等の整備により、情報連絡体制を確立し、各消防機関との連携体制を強化する。

消防分団についても、組織の再編強化を行うことにより、非常備消防力を含めた全体的な消防対応力の向上を図る。

(2) 電気の安定供給システムの確立

電力の供給については、住民の生活基盤であり、四国電力への切り替え、民間会社への移管による水力発電の継続等について協議を行い、より安定的な供給体制の確立を目指す。

ただし、現在、国において電力事業の全面自由化についての協議がなされていることから、当分の間、現森林組合で事業を継続することも含めて、慎重に検討することとする。

(3) 飲料水の安定供給

安全な水の安定供給については、需要を十分把握した上で、現在ある別子山村地域の条例水道2ヶ所を含めた簡易水道整備を行うこととする。

(4) し尿処理体制の充実

水源地域でもあることから、衛生的な環境づくりを図るため、合併処理浄化槽の普及促進を図ることとする。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
消防、防災及び救急体制の整備	無線中継局等通信施設整備	9 5
	緊急通信指令施設の整備	4 2 1
	耐震性防火水槽の整備	2 6
電力の安定供給システムの確立		
し尿処理体制の充実	合併処理浄化槽整備	6

4 保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

別子山地域においては、過疎化により高齢化が急激に進行しており、保健・医療及び福祉に対する需要が増大、多様化している。

そのため、高齢者が健康で生き生きとした生活を安心して送れるよう高齢者生活支援体制を確立することが不可欠であり、地域医療、地域保健対策の充実を図る。

また、極端な少子化の現状の中で、子供を安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを保障するため、子育てを行う家族への支援、保育サービスの充実を図る。

【施策の方針】

(1) 医療体制の整備・充実

別子山地域において、無医地区状態からの不安を解消し、等しく質の高い医療を提供するため、医師会や医療機関の協力を得て、診療所を開設し、定期診療システムの確立を目指す。

これにより、早期発見、早期受診体制を確立し、慢性疾患の継続診療を可能とし、住民の健康維持、増進を図る。

また、保健師の駐在制による健康相談、健康教育事業を実施し、健康意識の向上を図る。

(2) 高齢者福祉の充実

独居高齢者を地域において支え合う体制づくりを進める。

そのため、独居高齢者緊急通報システムを整備し、高齢者見守り推進事業を継続・強化する。

これにより、高齢者の生活の安全と独居高齢者の孤独感を解消する。

また、高齢者が生きがいを持って生活していくための環境づくりを進めるため、従来の給食サービスを継続、発展させた生き生きデイサービス事業を実施する。

(3) 児童福祉の充実

過疎化により児童数の減少が進んでいる別子山地域については、児童を取り巻く環境が都市部と大きく異なっている。そのような状況の中において、現在の保育所を存続することにより、子育て支援の充実及び児童の健全育成を図る。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
医療体制の整備・充実	別子山診療所開設事業	87

高齢者福祉の充実	独居高齢者緊急通報システム整備	2
	生き生きデイサービス事業	3 4

5 教育・文化・スポーツの充実

【基本方向】

高齢社会の進展とともに、急激な社会環境の変化は、市民一人ひとりの生涯学習に対するニーズを高めており、それらに対応する適切な社会システムづくりが求められている。

そのため、幼児期から高齢期に至るまでのあらゆる時期における多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を目指す。

また、すべての人が生涯を通じて楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動や競技力の向上を目指す競技スポーツの普及・振興を図る。

【施策の方針】

(1) 学校教育の充実

すばらしい自然環境を有する別子山地域において、子供を産み育てることの意義を再認識し、学校教育における環境整備をはじめ、都市部校区との交流学习の推進に努める。

そのため、小中学校施設の老朽化対策を行うとともに、地域の教育・文化・スポーツ活動の交流拠点として、積極的な活用を図っていく。

(2) 生涯学習の充実

生涯学習都市宣言の理念に基づき、別子山地域においても、多様化する市民の学習意欲に対応するため、公民館等の生涯学習施設の整備、充実を図り、地域住民が、気軽に文化・スポーツ活動に参加できる環境や、優れた芸術文化に触れることのできる環境の整備を図るとともに、特に高齢者の生きがい対策としての学習機会の拡充に努める。

(3) 地域文化の振興

別子山地域の歴史や文化の承継、保全に努めることとし、全市民が郷土の文化財を理解し、誇りの持てるよう意識の高揚を図るとともに、広く地域内外への広報を行うことにより、地域文化の振興に努める。

(4) 生涯・競技スポーツの振興

市民が、生涯を通じて日常的な活動から大会までさまざまなレベルのスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション施設の整備充実を進めるとともに、学校施設の地域開放等の充実を図る。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
学校教育の充実	小中学校校舎改修事業	80
生涯学習の充実	公民館補修	20
地域文化の振興	指定文化財ガイド等作成事業	5

6 産業の振興

【基本方向】

広大な森林を有する別子山地域の特性を活かした産業振興を図ることとし、まず、当エリアを山岳観光を中心とする南部観光の柱とし、市内の施設あるいは近隣施設との連携強化により、地域活性化のための事業展開を図る。

地域のルーツとして共有する別子銅山の産業遺産群を世界に誇りうる資産として次世代に引き継ぐとともに、市民参加と連携により、新たなまちづくりに活用することとする。

森林資源の価値を再認識し、それらを活かしたまちづくりを進めるため、機能維持のための環境整備等を継続実施する。

【施策の方針】

(1) 観光事業の推進

観光施設の整備

恵まれた自然環境と地域の資源を活かした体験型観光事業を推進することとし、そのため、別子山地域の観光拠点施設を整備し、山岳観光、産業遺産、宿泊施設等をセットとした滞在型観光ルートを設定することにより、新たな集客機会の創出を図る。

新市誕生記念観光イベントの開催

新市誕生を記念する式典の開催に併せて、市内及び近隣施設との連携による観光イベントを開催し、これを機に本市観光事業の新たな事業展開について、内外への情報発信を図る。

(2) 近代化産業遺産の活用

市民の共通のアイデンティティである別子銅山産業遺産を保存・活用することにより、地域の活性化に繋げる。

そのため、近代化産業遺産の活用方針を策定し、別子山から口屋跡までの中心軸を設定し、関連施設のネットワーク化を図るとともに、拠点施設の保存・整備を行う。

(3) 林業の振興

林道網の整備

林道は、林業経営及び森林管理における基幹的施設であり、森林の多面的機能を発揮するための森林施業に欠くことのできない施設であるとともに、地域住民の生活環境の向上にも寄与するものであることから、林道の開設・改良等を計画的に推進する。

森林等の整備

水源かん養、環境保全、レクリエーション機能等多面的機能を担う森林の機能保全のため、公有林の整備を進めるとともに、私有林の整備に対する支援も継続して行い、健全な森林の整備保

全を図る。

(4) 地籍調査事業の推進

土地の所有者、境界位置、面積等を測量し、土地取引の円滑化や、行政の効率化を図るための地籍調査を継続実施し、できるだけ早期の完了を図る。

(5) 農地保全事業の推進

災害時等における農地の安全性を高めるための農地保全管理事業として、葛籠尾地区の地滑り補修事業を実施する。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
観光事業の推進	筏津山荘改築事業	356
	別子はな街道トイレ整備事業	78
	河又東平線改良事業	60
	新市メモリアル観光イベント開催	30
林業の振興	林道網等整備事業	
	大田尾大湯線	60
	保土野線	80
	豊後線	114
	床鍋線	36
赤石線	90	
地籍調査事業の推進	地籍調査事業	147

【国・県事業】

農地保全事業の推進	葛籠尾地区地滑り補修事業
-----------	--------------

7 定住促進事業

【基本方向】

別子山地域における産業の担い手や地域特性を活かしたまちづくりへの活力を呼び込み、人口減少に対する歯止めをかけ、地域の活性化を図るため、市内外からの定住を促進する。

【施策の方針】

(1) 定住促進住宅の整備

市内外からの転居の受け皿として、集合住宅を整備する。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
定住促進住宅の整備	別子山活性化推進住宅新築事業	139

施設の配置方針

公共施設については、特に、別子山地域の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。

別子山地域の小中学校、保育所については存続を図る。

なお、合併に伴い支所となる旧別子山村役場庁舎等については、住民の窓口サービスが低下しないよう、通信システムのネットワーク化等、必要な機能の整備を図る。

財政計画

前期（15～19年度）

（1）歳入

単位：百万円

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
地 方 税	16,224	16,329	16,515	16,462	16,598
地方譲与税	365	372	379	386	393
利子割交付金	301	301	151	151	151
地方消費税交付金	1,199	1,199	1,211	1,223	1,235
ゴルフ場利用税交付金	45	45	45	45	45
自動車取得税交付金	142	142	142	142	142
地方特例交付金	499	499	499	499	499
普通交付税	6,468	6,860	7,142	7,297	7,355
特別交付税	968	888	848	768	768
交通安全対策特別交付金	29	29	29	29	29
分担金及び負担金	558	599	643	691	742
使用料及び手数料	1,208	1,233	1,259	1,285	1,312
国庫支出金	5,499	6,107	6,185	6,452	6,551
県支出金	2,103	2,287	2,440	2,586	2,769
財産収入	25	24	24	23	23
寄附金	37	37	37	37	37
繰入金	554	984	1,322	266	168
繰越金	900	900	900	900	900
諸収入	1,920	1,949	2,179	2,200	2,224
地方債	4,210	6,890	4,282	3,779	3,751
合 計	43,254	47,674	46,232	45,221	45,692

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	7,876	7,893	8,164	8,084	8,358
扶助費	6,677	7,091	7,531	7,998	8,494
公債費	5,425	7,023	4,847	4,608	4,313
物件費	6,086	6,283	6,487	6,697	6,914
維持補修費	282	298	315	333	352
補助費等	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
繰出金	6,566	6,583	6,701	6,585	6,558
積立金	11	10	12	24	12
投資・出資・貸付金	1,328	1,351	1,374	1,397	1,421
普通建設事業費	7,562	9,701	9,360	8,054	7,829
災害復旧事業費	30	30	30	30	30
予備費	0	0	0	0	0
合 計	43,254	47,674	46,232	45,221	45,692

後期（20～24年度）

（1）歳入

単位：百万円

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地 方 税	16,734	16,601	16,721	16,864	17,009
地方譲与税	401	408	415	422	430
利子割交付金	151	151	151	151	151
地方消費税交付金	1,247	1,259	1,272	1,285	1,298
ゴルフ場利用税交付金	45	45	45	45	45
自動車取得税交付金	142	142	142	142	142
地方特例交付金	499	499	499	499	499
普通交付税	7,388	7,711	7,802	7,894	7,959
特別交付税	768	768	768	768	768
交通安全対策特別交付金	29	29	29	29	29
分担金及び負担金	797	856	919	987	1,060
使用料及び手数料	1,338	1,367	1,396	1,425	1,455
国庫支出金	5,792	5,946	6,259	6,221	6,394
県支出金	2,967	3,183	3,412	3,657	3,925
財産収入	23	23	23	23	23
寄附金	37	37	37	37	37
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	900	900	900	900	900
諸収入	2,018	2,040	2,062	2,085	2,108
地方債	2,810	2,835	2,983	2,842	2,831
合 計	44,086	44,800	45,835	46,276	47,063

(2) 歳 出

単位:百万円

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費	8,966	8,540	8,719	8,635	8,611
扶助費	9,021	9,580	10,174	10,805	11,475
公債費	4,137	3,969	3,696	3,607	3,482
物件費	7,138	7,370	7,609	7,856	8,112
維持補修費	373	395	418	443	469
補助費等	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
繰出金	6,413	6,213	6,178	6,125	6,149
積立金	539	1,069	962	1,075	996
投資・出資・貸付金	1,445	1,470	1,495	1,520	1,546
普通建設事業費	4,613	4,753	5,143	4,769	4,782
災害普及事業費	30	30	30	30	30
予備費	0	0	0	0	0
合 計	44,086	44,800	45,835	46,276	47,063

(3) 具体的施策に係る事業費総括表

総括表

(単位:千円)

項 目	H15～H19 5カ年事業費					
		H15	H16	H17	H18	H19
1 自然環境の保全と活用						
森林環境の保全と活用	10,000	0	0	0	0	10,000
小 計	10,000	0	0	0	0	10,000
2 都市基盤の整備						
交通体系の整備	1,916,250	46,450	112,450	332,450	632,450	792,450
市街地の整備	5,920,000	1,184,000	1,184,000	1,184,000	1,184,000	1,184,000
情報・通信の整備	130,000	0	130,000	0	0	0
支所庁舎等サービスの維持・整備	219,000	0	0	0	0	219,000
小 計	8,185,250	1,230,450	1,426,450	1,516,450	1,816,450	2,195,450
3 生活環境の整備						
消防、防災及び救急体制の整備	542,080	516,148	0	12,966	0	12,966
電気の安定供給システムの確立	-	-	-	-	-	-
飲料水の安定供給	-	-	-	-	-	-
し尿処理体制の充実	6,420	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284
小 計	548,500	517,432	1,284	14,250	1,284	14,250
4 保健・医療と福祉の充実						
医療体制の整備・充実	86,600	25,560	15,260	15,260	15,260	15,260
高齢者福祉の充実	36,135	8,820	6,819	6,819	6,858	6,819
児童福祉の充実	-	-	-	-	-	-
小 計	122,735	34,380	22,079	22,079	22,118	22,079
5 教育・文化・スポーツの充実						
学校教育の充実	80,000	40,000	0	0	40,000	0
生涯学習の充実	20,000	0	20,000	0	0	0
地域文化の振興	4,500	0	1,000	0	500	3,000
生涯・競技スポーツの振興	-	-	-	-	-	-
小 計	104,500	40,000	21,000	0	40,500	3,000
6 産業の振興						
観光事業の推進	524,000	68,000	38,000	394,000	12,000	12,000
近代化産業遺産の活用	-	-	-	-	-	-
林業の振興	380,000	82,000	82,000	72,000	72,000	72,000
地籍調査事業の推進	147,000	36,000	25,000	32,000	27,000	27,000
農地保全事業の推進	-	-	-	-	-	-
小 計	1,051,000	186,000	145,000	498,000	111,000	111,000
7 定住促進事業						
定住促進住宅の整備	138,630	0	0	0	138,630	0
小 計	138,630	0	0	0	138,630	0
合 計	10,160,615	2,008,262	1,615,813	2,050,779	2,129,982	2,355,779

